



平成 18 年 11 月 17 日

各 位

会 社 名 IMV株式会社
代表者名 代表取締役会長兼社長 小嶋 成夫
(J A S D A Q ・ コード 7 7 6 0)
問合せ先
役職・氏名 取締役専務執行役員 中村 雅彦
電話番号 06-6478-2565

定款の（一部）変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 11 月 17 日開催の取締役会において、「定款の（一部）変更の件」を平成 18 年 12 月 22 日開催予定の第 60 回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- (1) 周知性の向上および費用の削減を図るため、公告方法を電子公告に変更し、あわせてやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を定めるものであります。(変更案第 5 条)
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 号) および「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 当社の機関として取締役会、監査役を置く旨、当社株式に係る株券を発行する旨および株主名簿管理人を置く旨が当社定款に定めがあるものとみなされたことに伴い、その旨を明記するものであります(変更案第 4 条、第 7 条、第 11 条)
 - ② 単元未満株式の権利を合理的な範囲に制限するため、定款に明記するものであります。(変更案第 9 条)
 - ③ 株主総会の適正かつ円滑な運営のため、代理人による議決権の行使について、代理人の数を規定するものであります。(変更案第 17 条)
 - ④ 株主総会参考書類等の書面提供を省略してコストを削減しつつ、株主の皆様の利便性の向上に資するため、インターネットで開示することにより、みなし提供できるようにしようとするものであります(変更案第 19 条)
 - ⑤ 機動的に取締役会を行えるようにするため、書面または電磁的方法による取締役会決議を可能にしようとするものであります(変更案第 26 条第 2 項)

⑥取締役および監査役が期待された役割を十分発揮できるよう、また社外取締役および社外監査役にふさわしい人材の招聘を容易にするための規定を新設するものであります。(変更案第31条、第36条) なお、変更案第31条の新設については、各監査役の同意を得ております。

⑦その他、会社法が施行されたことに伴い、規程の整備、条文の加除に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成18年12月22日(金曜日)

定款変更の効力発生日 平成18年12月22日(金曜日)

以 上

(別紙)

現行定款	変更案
(新設)	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役
(公告の方法) 第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告の方法) 第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
第2章 株 式	第2章 株 式
(発行する株式の総数) 第5条 当社の発行する株式の総数は、67,820,000株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、67,820,000株とする。
(新設)	(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。
(1単元の株式数および単元株未満株券の不発行) 第6条 当社の1単元の株式数は、1,000株とする。 2 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。	(単元株式数および単元未満株券の不発行) 第8条 当社の単元株式数は、1,000株とする。 2 当社は、前条の規定にかかわらず、単元株式数に満たない数の株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。
(新設)	(単元未満株式についての権利) 第9条 当社の単元未満株式を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

現行定款	変更案
	<p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p>
<p>(取締役会決議による自己株式の買受け) 第7条 当社は、<u>商法211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得) 第10条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人) 第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u> 2 <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、株券の不所持、諸届の受理、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り等株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人) 第11条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u> 2 <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</u> 3 <u>当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ）、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</u></p>
<p>(株式取扱規程) 第9条 当社の<u>株券の種類、株式の名義書換、質権の登録またはその抹消、信託財産の表示またはその抹消、株券の再発行、株券の不所持、諸届の受理、株券喪失登録の手續、単元未満株式の買取り等株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会の定める株式取扱規程による。</u></p>	<p>(株式取扱規程) 第12条 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、<u>法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p>
<p>(基準日) 第10条 当社は、<u>毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</u> 2 <u>前項のほか、必要があるときは、取締役</u></p>	<p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>会の決議をもって、あらかじめ公告をして基準日を定めることができる。</u></p>	
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>(招集) 第11条 当会社の定時株主総会は、<u>毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。</u></p>	<p>(株主総会の招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、<u>毎年12月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。</u></p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日) 第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、<u>毎年9月30日とする。</u></p>
<p>(招集権者および議長) 第12条 株主総会は、<u>法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会であらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</u></p>	<p>(招集権者および議長) 第15条 株主総会は、<u>取締役社長がこれを招集し、議長となる。</u> 2 取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(決議の方法) 第13条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権のある出席株主の議決権の過半数で決する。</u> 2 <u>商法第343条の規定によるものとされる株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上にあたる多数で決する。</u></p>	<p>(決議の方法) 第16条 株主総会の決議は、<u>法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</u> 2 <u>会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p>
<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、<u>当会社の他の議決権のある株主を代理人として、その議決権を行使することができる。ただし、株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。</u></p>	<p>(議決権の代理行使) 第17条 株主は、<u>当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。</u> 2 <u>株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。</u></p>
<p>(議事録) 第15条 株主総会における議事の経過の要領および結果は、<u>議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名押印または電子署名して、当会社に保存す</u></p>	<p>(議事録) 第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。</u></p>

現行定款	変更案
る。	
(新設)	(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第19条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第4章 取締役および取締役会	第4章 取締役および取締役会
(員数)	(員数)
第16条 当社の取締役は、7名以内とする。	第20条 (現行通り)
(選任)	(選任方法)
第17条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議については、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。 3 取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする。	第21条 取締役は、株主総会において選任する。 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。
(任期)	(任期)
第18条 取締役の任期は就任後2年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。	第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
(代表取締役および役付取締役)	(代表取締役および役付取締役)
第19条 取締役会の決議をもって取締役会長および取締役社長を各1名選任し、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選任することができる。 2 取締役会長および取締役社長は、各自当会社を代表する。	第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 2 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者および議長)	(取締役会の招集権者および議長)
第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故あるときは、取締役会であらかじめ定めた順序により、他	第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従

現行定款	変更案
<p>の取締役が<u>これにあたる</u>。</p>	<p><u>い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p>
<p>(取締役会の招集通知) 第 21 条 取締役会の招集通知は、<u>各取締役および各監査役に対し、会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要のあるときは、これを短縮することができる。</u> (新設)</p>	<p>(取締役会の招集通知) 第 25 条 取締役会の招集通知は、<u>会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>取締役および監査役的全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>(決議の方法) 第 22 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって<u>これを決する</u>。 (新設)</p>	<p>(取締役会の決議方法) 第 26 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。</u> 2 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p>
<p>(取締役会の権限) 第 23 条 <u>取締役会は、特に法令または本定款に定める事項のほか、当社の重要な業務執行を決定する。</u> 2 <u>取締役会に関する事項については、取締役会で定める取締役会規程による。</u></p>	<p>(取締役会規程) 第 27 条 <u>取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</u> (削除)</p>
<p>(議事録) 第 24 条 取締役会の議事の経過の要領および結果は、議事録に記載または記録し、出席取締役および<u>出席監査役が記名押印または電子署名をして、当会社に保存する。</u></p>	<p>(取締役会の議事録) 第 28 条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。</u></p>
<p>(報酬) 第 25 条 取締役の報酬の額は、株主総会でこれを定める。</p>	<p>(報酬等) 第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>(相談役および顧問の委嘱) 第 26 条 取締役会の決議により、相談役および顧問を置くことができる。</p>	<p>(相談役および顧問の委嘱) 第 30 条 取締役会の決議によって、相談役および顧問を置くことができる。</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 31 条 当社は、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
第 5 章 監査役	第 5 章 監査役
(員数)	(員数)
第 27 条 当社の監査役は、4 名以内とする。	第 32 条 (現行通り)
(選任)	(選任方法)
<p>第 28 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議については、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で決する。</p>	<p>第 33 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
(任期)	(任期)
<p>第 29 条 監査役の任期は就任後 4 年以内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>第 34 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>
(報酬)	(報酬等)
第 30 条 監査役の報酬の額は、株主総会でこれを定める。	第 35 条 監査役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
(新設)	(監査役の責任免除)

現行定款	変更案
	<p>第 36 条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p> <p>2 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第 4 2 3 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、金 100 万円以上であらかじめ定める金額または法令が定める額のいずれか高い額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
<p>(営業年度および決算期)</p> <p>第 31 条 当社の営業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとし、<u>毎営業年度の末日をもって決算期とする。</u></p>	<p>(事業年度)</p> <p>第 37 条 当社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの<u>1 年とする。</u></p>
<p>(利益配当金)</p> <p>第 32 条 当社の利益配当金は、<u>毎営業年度末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</u></p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 38 条 当社の<u>期末配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p>
<p>(中間配当)</p> <p>第 33 条 当社は、取締役会の決議により、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に、<u>中間配当として金銭を分配することができる。</u></p>	<p>(中間配当)</p> <p>第 39 条 当社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日を<u>基準日として中間配当を</u>することができる。</p>
<p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第 34 条 当社の利益配当金または中間配当金は、<u>その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。</u></p>	<p>(配当の除斥期間)</p> <p>第 40 条 <u>配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>